

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00031 沿革 (略) <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p> <p>前払輸入保険約款 (平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。) に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00031 沿革 (略)</p> <p>前払輸入保険約款 (平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。) に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第 1 条～第 13 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 13 条 (略)</p>	
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第 14 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「<u>保険金請求人</u>」という。) は、約款第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 11 による前払輸入保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に保険金請求期間内に請求を行うことができない理由、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等を記載し、その内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第 14 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 11 による前払輸入保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に保険金請求期間内に請求を行うことができない理由、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等を記載し、その内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第 15 条 保険金請求人は、約款第 22 条の規定に基づき別紙様式第 12 による前払輸入保険保険金請求書に別表 3 に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第 15 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「<u>保険金請求人</u>」という。) は、約款第 22 条の規定に基づき別紙様式第 12 による前払輸入保険保険金請求書に別表 3 に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>第 16 条～第 23 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>	<p>第 16 条～第 23 条 (略)</p>	

新		旧		備考
この改正は、平成28年11月1日から実施する。				
別表1～別表2 (略)		別表1～別表2 (略)		
別表3		別表3		
約款第2条のてん補危険の場合の提出書類		約款第2条のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・前払金の返還の期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・前払金の返還の期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第13による保険金請求経緯書	
3. 損失額を確認できる書類	損失計算の基礎となるべき証拠書類の写し (1) 送金証明書 (送金銀行が発行したもの) (2) 前払輸入契約の相手方が未返還額を確認した書類 (債務確認書等) 又は被保険者が未返還額を表明した書類 (3) 一部入金がある場合は、入金が確認できる書類	3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る前払日前6月間に前払金の返還の期限が到来した取引がある場合は、6月間の輸入日、輸入金額、返還日、返還金額、前払日、前払返還期限を含む一覧表 (様式任意)	
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第3条第1号、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第3条第2号に該当する事由のうち、前払輸入契約の相手国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、前払輸入契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類 (ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等) (3) 約款第3条第7号に該当する事由によ	4. 保険事故を証する書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・ペイメント若しくはローカル・デポジットの証明又は外貨割当申請書 ②その他非常危険事故の発生を証する書類 (2) 信用危険の場合 ①輸出者の契約不履行を証する書類 (イ) 輸出者の債務を確認できる書類 (ロ) 事故発生直後の輸出者の信用調査レポートの写し (ハ) 輸入者から輸出者への督促状の写し (ニ) 契約不履行に関する輸出者、輸入者間の往復文書の写し ②輸出者の前払金返還遅滞を確認できる書類 (イ) 輸入者から輸出者への前払金返還請求書の写し	

新	新	旧	備考
	<p>る保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第3条第8号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第3条第9号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(6) 約款第3条第10号に該当する事由による保険事故については、被保険者から前払輸入契約の相手方への前払金返還請求書の写し</p>	<p>(ロ) 取立を依頼した場合は取立機関のレポート</p> <p>(ハ) 裁判所に提訴した場合には提訴状の写し</p> <p>5. 前払輸入契約書の写し</p> <p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の前払輸入契約の承諾・成立を確認できる書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの)</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に前払輸入契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p> <p>6. 保険証券</p> <p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本</p>	
5. 前払輸入契約の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 前払輸入契約書、発注書等、前払輸入契約の成立及び内容を確認できる書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの)</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 前払輸入契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	<p>7. 損失計算の基礎となるべき証拠書類の写し</p> <p>(1) 送金証明書(送金銀行が発行したもの)</p> <p>(2) 未返還金額が確認できる書類</p> <p>(3) 一部入金がある場合には、入金が確認できる書類</p>	
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 前払輸入契約の相手方に対する前払金返還の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 前払輸入契約上の債権保全に係る被保険者の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>④ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼</p>	<p>8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合(様式任意)</p> <p>(証券番号、前払輸入契約締結日、前払金返還期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保者の代表者の捺印押印が必要)</p> <p>9. その他参考となるべき書類</p>	
	注:ただし、上記提出書類は本店が認めた場合に限り他の証明書類で代替		

新		旧	備考
	<p>した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑤ 前払輸入契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑥ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>	<p>することができる。</p>	
7. 過去の取引状況を確認できる書類	<p>保険金請求に係る前払日前6月間に決済期限（前払金の返還の期限を含む）が到来した取引がある場合は、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表</p>		
8. 保険証券	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本</p>		
9. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	<p>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合</p>		
<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</p>			